

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部駒場ファカルティ・ハウス規則

平成17年3月17日制定

令和5年4月20日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部駒場ファカルティ・ハウス（以下「駒場ファカルティ・ハウス」という。）の管理運営に関し基本的な事項を定める。

(駒場ファカルティ・ハウスの目的)

第2条 駒場ファカルティ・ハウスは、学術の国際的交流を図り、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部及び大学院数理学研究科（以下「研究科等」という。）の教育研究の発展に資することを目的とする。

(施設)

第3条 駒場ファカルティ・ハウスにセミナー室、教養室（和室）、宿泊室、食堂その他の施設を置く。

(開館日)

第4条 駒場ファカルティ・ハウスは、別に定める日を除き毎日開館する。

2 大学院総合文化研究科長が必要であると認める場合には、前項の規定にかかわらず臨時に開館し又は閉館することができる。

(駒場ファカルティ・ハウスの利用)

第5条 駒場ファカルティ・ハウスの利用については、別に内規で定める。

(利用者の範囲)

第6条 駒場ファカルティ・ハウスを利用することができる者は、研究科等の教職員及び別に定める者とする。

(運営委員会)

第7条 駒場ファカルティ・ハウスの運営に関する重要事項を審議するため、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部駒場ファカルティ・ハウス運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 駒場ファカルティ・ハウスの庶務は、事務部経理課研究支援チームにおいて処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、駒場ファカルティ・ハウスの運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月20日から施行する。